○４番（福永　啓君）　一般質問をいたします。

御船光インターネットは地域情報通信基盤整備推進交付金、約２億7,000万円とその当時の緊急経済対策の交付金、約５億3,000万円、計約８億円をかけて整備されました。そして、平成23年４月に運用を開始いたしました。公設民営で、町が光ファイバー網を敷設し、民間業者である九州通信ネットワーク、いわゆるビビックが借り受けてサービスを提供する形をとっています。この事業により町内全域に高速ブロードバンド網が敷設されたこと

になります。加入者は当初の計画の1,650世帯に対し1,600世帯前後、率にして約97％、ほぼ計画どおりと言えるでしょう。

一方で、維持管理に係る経費の積み立ては、計画当初2,500万円に対して年約500万円、率にして２割と極めて少額です。このままの状態で光ファイバーネットワークを維持しようとした場合、将来多額の財政的負担が生じる可能性が大きいと言えるでしょう。早急に対策を講じて、多額の財政負担を回避しなければならないことは明らかです。将来予想される多額の財政負担を回避しながらも、ブロードバンドゼロ地域を解消し、高速インターネット接続の実現により、地域間の情報格差の是正と地域の活性化を図るという当初の目的を達成するためには、運用開始３年という初期の段階にある今こそ、この問題の原因を分析し、将来にわたって対策を講じることが必要不可欠であると感じます。対策が１年遅れるごとに、町が不利な状況に陥ることは言うまでもありません。町はこのような現状をどのように理解し、将来どのような対策をとろうとしているのかお聞きいたします。

再質問に関しては質問席よりいたします。

○町長（山本孝二君）　お答えします。

光ファイバー事業についてということであります。まず、必要性と背景についてお答えします。

本町には、御船、水越、七滝の３電話交換局があります。そのうち、御船局地域のみＡＤＳＬサービスが提供されていますが、水越、七滝局地域内は未提供であり、ブロードバンドゼロ地域になっていました。また御船局地域内においても、２行政区40世帯については、交換局から遠いためＡＤＳＬサービスが利用できない状況であり、別方式によるブロードバンドサービスの提供が必要になっていました。

一方、本町は九州縦貫自動車道が南北に貫通し、高規格幹線道路が御船インター付近から宮崎県延岡市に延びる交通の要所で、企業誘致には適地ではあるが、推進基盤が脆弱であるため、進出を見送る企業も多くありました。このため、企業を誘致し、町の活性化を実現するためにＡＤＳＬ方式よりさらに高速の情報通信基盤の整備が急務でありました。そういう中で、光ファイバーのメリットであります超高速・高品質で安定した通信環境、それから光ファイバーは広域に張り巡らしても超高速で高品質であるというメリットを生かして、また導入の事業につきましては、地域情報通信基盤整備事業で町内にはこれまで一部の地域のみＡＤＳＬサービスが提供されていましたが、大部分はＩＳＤＮ方式しか利

用できないブロードバンドゼロ地域であり、別方式による高速インターネットサービスの要望が高まっておりました。

町は、平成21年から22年度にかけてブロードバンドゼロ地域を解消するため、国の補助金を活用して光ファイバー施設を整備しております。工事請負費６億8,105万4,166円、電柱調査費881万6,619円、電柱補強費208万9,789円、実施設計費2,625万円、設計管理費957万6,000円、計の７億2,778万6,574円でありました。財源としましては、ＩＣＴ交付金２億3,350万1,000円、公共投資臨時交付金４億1,809万7,000円、経済危機対策臨時交付金7,612万7,000円、一般財源６万1,574円、計の７億2,778万6,574円でありました。

そういう中で、まず１番目の光ファイバー事業は当初の計画どおり進んでいるのか。また、計画どおり進んでいない場合、どのような対策を考えているのかという質問であります。

利用者数につきましては当初計画を1,650回線、6,300世帯としておりましたが、平成26年３月末の利用者実績は1,559回線であり、達成率は94.5％であります。当初の計画に対し若干の不足はあるものの、ほぼ計画どおりに利用者は推移しております。また、収支面では、当初の計画は歳入が5,193万5,000円に対し、歳出が3,113万9,000円を想定しておりましたが、平成24年度の決算額では、歳入が5,053万6,384円に対し、歳出が4,116万5,100円となっております。歳入に関しては、ほぼ計画どおりに推移をしておりますが、歳出においては当初計画に対し、約1,000万円程度の増となっております。当初の計画では1,650回線の場合、その年の積立金を2,076万9,000円と想定しておりましたが、平成24年度の繰越金を除いた純粋な積み立てが可能な金額は937万1,284円であり、当初の計画に対し1,139万7,716円の減となっております。この減につきましては、利用者が1,650回線に満たない点、歳出が当初より増加している点であります。

そのほか加入促進対策等につきましては、総務課長並びに関係課長から答弁をさせます。

○４番（福永　啓君）　個別の質問をいたします。

今、町長は当初が議会では2,500万円とおっしゃっていましたが、2,100万円か2,200万円ぐらいの収益であったということでした。これは、将来の機器交換と光ファイバー老朽化の敷設替えの維持管理に充てるということでしたが、その数字の根拠、これはどのようになっていますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

当初1,650世帯が加入をするということで、約2,500万円近くの利益が上がるということでありましたが、その考え方というか根拠としましては、まず、歳入においては1,650世帯が加入をした場合、そのＩＲＵにおける収入といいますか、それが、その当時というか、今もそうですが、2,450円というのがその施設のファイバーの利用料です、１件当たり。それに対して1,650世帯ということで、その12月分ということで、大体その１年間に5,093万5,000円ほどの利用料というか、賃借料が入る計画でありました。また加入者負担金については、これが大体100万円ほど加入者の負担金を見込んでおったということで、歳入の面としましては5,193万5,000円を見込んでおりました。そして、歳出としまして、役務費等があります。これは保険料等が入るわけですが、それが79万7,000円、それから委託料としまして、施設の保守管理委託料等が入ります。こういうものが2,037万円、それから使用料、賃借料としまして、九電柱あたりの電柱の借上料が734万7,000円、工事費としまして、これが新規の加入者の方たちの工事費です。これが210万円ほど見ておりました。あと、さまざまな補償費等ですが、これは電柱の移設費等の補償費になるかと思いますが、そういうものが52万5,000円ということで、そういうものの歳出を控除しまして、そしてその年の積立金として大体その１年間に2,079万6,000円を大体積立金として当初計画をしておった状況です。

○４番（福永　啓君）　私がお聞きしたのは、あと１つ、その数字の根拠は、本来だったら将来的にこれぐらいこの維持管理はかかるだろうと。そのためにはこれだけ積み立てをしていかないと将来やっていけないという金額が出てくるはずです。光ファイバーは何年が耐久年数で何年後に交換が必要になると。機械類は何年で何年後に交換が必要になると。そうすると、そうやって経費から貯めておかなければならないお金というのが実際具体的数字として出てくると思うんです。そのあたりはどのように計算なさっていましたか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

ご質問の、この光ファイバーの施設ですけれども、大もとの庁舎内に機器を設置しておりますが、この機器の耐用年数が法定年数から勘案しまして10年間という耐用年数であります。だから、その10年間後には更新が必要ということです。その更新の費用が、大体機器の更新費用が、これは設計費も管理費も含めて、設計管理費を含めたところで約１億5,900万円ほどかかる予定であります。

そういったところから考えていきますと、先ほど説明をいたしましたこの2,079万6,000

円といいますのが、結局10年間積み立てをして、その計画どおりいけば、約２億1,800万円ほどの積み立てにはなるかと思います。ですから、そういったところでは採算が取れるというところで考えておったところです。

○４番（福永　啓君）　光ファイバーの経年劣化に対する交換です、これも必要になってくると思います。これに対する計算はどのようになっていましたか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今申し上げましたのが、町の役場内にあります機器本体の整備費が約１億6,000万円近くになるかと思いますが、光ファイバーの施設替え、ファイバーの本線といいますか、その施設替えの耐用年数というのが大体20年の耐用年数、15年から20年ということになっていると思います。

ということで、この光ファイバーの施設を替える場合において、これも実施設計、そして設計管理等含めましたところで､約５億2,000万円ほどの事業費がかかるというところであります。これが20年後にそれが加わってくるというところです。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、20年後ぐらいです。15年から25年後の間ぐらいに考えられる総費用というのが、これが20年でしたら、この機器があと１回交換する時期とかも来ますので、７～８億円ぐらいになるのではないかと、当初予想されていたということになってくるかなと思います。そうしますと、当初の予算の2,070万円というのでは到底これは追いつかないわけなんです。当初、2,500万円あると私たちは議会で説明を受けていました。2,500万円でしたら検討には値する数字かなと私は思っておりました。

まず、原因なんです。まず原因からお聞きしたんですが、当初は計算していたとおっしゃいましたが、今の計算を聞きますと、やはり当初から将来にわたって20年間とか長期にわたって考えた場合は、必然的に多額な赤字といいますか、将来するんだったら町の財政負担とかが生じるような計画になっていたと思いますが、いかがですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

当初、先ほど申し上げましたように、この約2,080万円ほどの積立金を想定して事業をスタートしたわけですけれども、重ねて申し上げるようですが、10年後の庁舎内に設置してあります機器本体の改修においては、その金額を積み立てていけば対応できる金額かと思いますが、この20年後のファイバーの施設自体の敷設替えといいますか、そういう状況になるとちょっと厳しい状況になると思います。このことについては、今現在、もともと

の1,650軒に対する加入促進も、今さまざまな手法といいますか、年に１回のキャンペーンも実施しておりますし、また独自の、今年は特に４月から５月にかけてのこのキャンペーン期間中に商品券１万円のキャッシュバックといいますか、そういった新たな対策もＱネットと協議をしまして実施をしたところです。そういう状況もあって、加入促進ということで、それにも力を入れてきております。

またもう１つの要因としまして、歳出の面において、非常に、先ほど町長からもありましたように1,000万円ほど予定よりも歳出がくい込んできているという状況です。これについては、今現在工事が進められております九州横断自動車道の工事に伴います電柱の移設等がありまして、それに伴ってのそういうファイバーの本線の架け替えといいますか、そういった状況の工事費が非常に大きくなってきております。そういったところでこの積立金というのが、スタート当初から計画どおりに進んでいない状況です。このこともはっきりしたことは言えませんが、平成29年頃には御船町の区域内の九横道の工事が完了する予定です。そうしますと、そういった工事費というのが、今約年間に500万円ほどかかっておりますが、それが解消するかと思います。そうしますと、この今の積立金に500万円ほどプラスして積み立てができる状況になるかと思います。そういったところで、将来的なところは計画を進めたいと考えています。

○４番（福永　啓君）　例え、今のような計画が仮にうまく進んだとしても、将来に対する機器の交換、これが10年後１億5,900万円、それと将来15年から20年後に関する光ファイバーの交換、これには対応できないということになってしまいます、今の計算ですと。実は、こういう事業をやっているのは御船町だけではありません。ほかの市町村でもやっております。そこでも実は同じような問題が起こってきているんです。町がやる事業ですので。そこに聞き取りをいたしました。おおむね次のような回答がありました。将来の維持管理費について懸念があることは承知していたが、国の制度が創設されたこともあり、懸案であった高速通信網等を整備した。維持管理経費等については将来にわたって詳細な試算は行っていない。光ファイバーが幾らかかるかとか、それだからこうなるとかいう詳細な試算は行っていないというところが、大体多かったです、何件か聞いたところ。今お聞きした範囲だと試算は行っていたが、その試算上、例え試算どおりに行ったとしても将来に対する財政負担は免れ得ない試算だったと思いますので、これが適正な試算だったかどうか、これは非常に疑問があるところであります。

それで、今おっしゃいました。今後、じゃあこういう今のままだったら、例え試算が試算どおりであっても、どんどん借金が増えているんです。今大体１年平均500万円です、できているのが。それが例えおっしゃったように1,000万円になったとしても、それでも10年後には足りません、運よく。その先の20年後の敷設替えにも足りません。５億円足りません。そのように、もう作ってしまったものです。じゃあ、それをどうやって財政負担を少なくしていかなければいけないか、ということをお聞きしようと思います。

さっき、ちょっとインターネット加入対策とかおっしゃいました。大体、御船町の場合は、加入対策をしたとしても、6,000世帯全部入るわけではありません。インターネットはどれぐらいを目標に加入対策をされようとされていますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

先ほどからも申し上げておりますが、当初の計画はまだ今のところ、今現在で1,541件ほどの加入世帯数です。1,600台、これにまだのっていない状況ですので、まずは、当面としましては1,650、当初の目的を達成したいというのが今のところの目標です。

○４番（福永　啓君）　大体当初一時1,600世帯超えていました、加入者は。超えていた時期があったと思います。そしてそれから1,620とか1,630とか時々そのような答えを議会の中でいただきました。今現在が1,541ですね。そうすると100近くそれから減少していることになります。本来、今光インターネットの現状というのは、大体加入率というのは30％ぐらいがいっぱいいっぱいなんです。インターネット自体は８割ぐらいあります。そのうち光インターネットに加入しているというのは、全国平均で大体30％がいっぱいいっぱいです。そして、この数字は現状で頭打ちになっています。無線インターネット等が普及し、インターネット接続が、これがパソコンからスマホタブレットへ変化している現状がありますから、パーソナルユーザー、一般的なユーザーは光インターネットからそっちのほうに移行しつつあります。ですので、この30％というのも将来的に横ばいか若干下がってくるのではないかという長期的な予想がされております。としますと、30％、これは1,800世帯です、御船町において。ここがこの将来的に光インターネットの加入の上限になってくると思うんです。そうした場合、現状と同じだったら560万円ぐらいの積み立てにしかならないとなってきます。現状500万円としてです。その増し分です。ですから、例えば極端な話、6,000世帯が加入したとしても現状だったら、年当たり2,000万円、3,000万円と思われる将来かかる費用を、それのみでペイするのはとても不可能な話ですが、そのインターネット

加入増対策のほかに、どのような対策をお持ちでしょうか。

○議長（岩田重成君）　お諮りします。ちょうど12時でございますが、このまま一般質問を続けたいと思いますので、議員の皆さん方には各自トイレに立っていただきたいと思います。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

将来的に、20年後約８億円近くのこの施設の整備費がかかります。それについて、今の現状のままで対応していった場合、非常に厳しい部分があるように、私も考えてはおります。そういう中で、これは財政上の考え方になろうかと思いますが、この光ファイバーの施設整備の事業費につきましては、こういった施設の入れ替え、敷設替えです。そういうものについては、国のというか、起債事業、そういう事業も一つの方法として考えられる方法かとは思います。今20年後までその試算をしていったところで、今の現状で年間に約1,000万円近く積立金をしていった場合に、平成41年にはずっと累計していくと約8,100万円ほどが積み立てとしてある計算になっております。これは１回10年後の、役場に設置してあります機器本体を入れ替えた整備費を除いて、約8,100万円予定、計画になっています。

ですから、考え方としては、起債事業を活用したとしまして、起債の充当率が75％の事業になります。その事業を活用して、あと25％について、この積立金で補填をする、そういった一つの考え方としてもあるのかなと考えていますので、そういったところで考えておるところです。

○４番（福永　啓君）　当初2,000万円を超える積立金を予想していて、３年間累計して1,500万円しか積み立てられていない。年平均500万円です。そして、将来的に、これが毎年1,000万円ずつ積み立てられたらこうなってくるという試算自体が、これは大変私は甘い試算だと言わざるを得ないと思っております。先ほど言いましたように、インターネットの現状を考えたとき、この光ファイバーインターネット網をそのまま光ファイバーインターネットだけで対応していくのか、もしくは将来的に維持管理、これを民間業者に対して売却等、譲渡等を検討していくのか、そのあたりの検討も必要不可欠になってくると思いますが、そのあたりの検討についてはいかがでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

将来この10年後、あるいは20年後、そういう将来的なところでの、今質問をされたようなことについては、まだ今の段階ではそういったところまでには考えて計画をしていない状況です。ただ、先ほどから申し上げておりますように、これが採算ベースとして、そし

て将来の維持管理費の積立金が確保できる、その状態を維持するというところを今最大の目標としておりますので、そういうところで今事業を進めておりますので、そのところまではまだ考えていない状況です。

○４番（福永　啓君）　町が将来的に取り得る道は３つなんです。今おっしゃったように維持管理費に町の財政を投入する。借りたりとかして投入する。そしてこのまま公設民営を続けていく。１です。それと民間業者に売却とか譲渡する、２です。あとは、ある一定の時期で、もう10年後できないからやめてしまいますという、３の道。この道しか基本的にはないと思うんです。とすると、今のところ１の道でいこうと思っていらっしゃると。２の道については、具体的には検討していないということでありましたが、私はやっぱりここで、この２の道、譲渡、売却について詳しく検討していく必要性があると思います。やはりほかの市町村も実は検討しているところもございますし、検討していない市町村、これは阿蘇市がそうおっしゃいました。なぜかといいますと、これはＩＰ端末告知板ですとか携帯端末を活用した高齢者事業とか､いろんなことをこの事業を使ってやっておられます。インターネット事業だけではありません。公共サービスですとか。そういうことをやっているので、公設公営でやっておりますと。ですからある程度、当初年度から一般財源を積み立てて将来の保守管理費用に充てていらっしゃいます、ここは、阿蘇市の場合はです。そういうふうにして、公共のサービスの充実のため、福祉とか、いろんなことをやっていらっしゃいますよね。観光とか振興とかに、いろんなのに使っていらっしゃいます。こういう公共サービスのために一般財源を入れるというのでしたら、町民の理解が得やすいかなとは思うんですが、御船町のように、これは単に今やっていらっしゃるのは、インターネット接続事業だけなんです。そのためだけに将来的に大きな財政を投入していくというのは、これは非常に理解が得がたいことだと思います。ぜひ、２，この民間業者に売却、譲渡については、早急に検討していただきたいと思います。それをするにしてもせんにしても、とにかく今現状の、この光インターネットファイバー網、これの収益が悪い、計画どおり積み立てられていない。この現状は変えていかなきゃいかんわけです。全くの赤字ということだったら譲渡もでけんでしょう。そして、お金も町の赤字もどんどん膨らんでくる。もうにっちもさっちもいかんごとなってしまう。やっぱり少しでも改善しながら、この譲渡計画というのを進めていかなければならないと思います。

そのための問題点というのはどのようなものがあるか。御船光インターネットの問題点

です。お聞きします。まず、これは会計方式に一つ問題点があるんじゃないかと、私は思っております。わからないわけなんです。果たして今どれぐらいの赤字が実際に出ているのかというのが。なぜかといいますと、この事業。これは事業なんです。御船が物を持って、それを民間業者に貸して、賃貸料をもらって積み立てて、将来の保守管理に充てるわけですから、これは事業です。これに対して減価償却というのも特別会計の中には入っておりません。もちろんこれに係る人件費の計上もされていません。いわゆる企業会計がなされていないんです。そうすると、この事業自体が幾ら本当は赤字を生んでいるのかというのがわからなくなってしまいます。それを明らかにするためにも会計方式を改めて、企業会計方式を導入するとか。それが仮にすぐ難しいのであれば、現在の会計方式、特別会計の方式のまま、いわゆる企業方式の会計シート、そういうものを制作して、きちっと現状を把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

先ほどからいろいろ運営状況等についてお答えをしてきたところですけれども、まずは、そういった減価償却面等についての試算というか、そういう具体的なところは算出をされていない状況かと思いますが、そういうことについては、当初の計画でありましたこの積立金といいますか、この金額を達成するというか、そういうことでもって、当初のこの積立金をまずは目標にして事業を進めていくということが必要かと思いますので、そういうところで今後においても事業の推進に取り組みをしていきたいと思います。

会計の設置といいますか、特別会計、あるいは企業会計、そういった会計の方式についても、今の段階ではまだ具体的には考えておりませんので、今後その状況を見ながら判断をしていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　ですから、どのような検討をするにしても、さっき言ったように、積み立てがこのようになるにしても、将来的に頑張ろうとしても、現状をしっかり把握していないと、目標が、どういう問題があって、どういう対策をとればいいのかというのがきちっと把握できないと思うんです。ですから、原則として、最初にきちっとそういう会計状態を明らかにしなければいけない。そのためには特別会計方法を改めるのが一番だけど、できない場合は少なくとも局内とか部内とかで、企業会計方式の会計シートを作って、現状を皆さんで共有し合って、それに対してじゃあどういう問題解決をしようかとしていかなければならないと。これは当たり前のことだと思うんです。ということを申し上げてい

るんです。

次、御船光インターネット自体の問題点、これはやはり料金とサービスだろうと思うんです。事実、私も御船光インターネットを利用していない方々から聞き取って調査をいたしました。そしたら、多くの人たちが料金が高い。加入の際に高額な負担がかかる。現状でも不自由はないのに何で高かお金を払って光に乗り換えにゃいかんとかい。あんまり意味のにゃという意見。やっぱり料金とサービスに対する不満が多かったんです。ということは逆に言えば、料金を安く、加入者の負担をなくし、よりよいサービスを提供すれば、インターネット接続世帯が今減少しています。それが微増に、少しは増えることになるかと思います。

御船町内でこのライバル、安定的な光通信のライバルというのはＡＤＳＬであることは間違いないと思います。ＡＤＳＬの場合、さっきちょっとおっしゃいましたけど、基地局から離れれば離れるほど、電送の速度が遅くなります。しかし、基地の周辺というのは、仮に電送速度30デシベル以内、これはＮＴＴのホームページにも書いてありますけど、それ以内だったら非常に快適な通信が保障されるというところです。だったら、実は御船町の約半数近い世帯になっちゃうんです、3,000世帯ぐらい。30デシベル以内というのは。だから、この地域の方が、さっきＡＤＳＬに入っていらっしゃる方、そして移行していらっしゃらない方がいっぱいあります。その方を変えるためには、さっき言ったように、ＡＤＳＬに比べて料金もほとんど変わらないと。加入の際の負担もなかと。そういうサービスを改善する必要があると思いますが、そのあたりの対策はいかがでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

この光ファイバーのメリットといいますか、そういうことについては、これも先ほど町長からの答弁もあったかと思いますが、まず、常に安定した通信ができるということがあります。そすと、今もおっしゃいましたが、ＡＤＳＬの場合その基地局から離れると速度が遅くなるといった特性がありますが、光の場合はほとんどそういう特性がないということです。

それから、企業にとりましては、先ほど言いました常に安定した通信が図れるということで、非常に企業の運営上において事業の中において、大変有利であると。そういったところから、光のメリットというのがあろうかと思います。

今後の加入者の促進対策としましては、今申し上げましたメリットです、そういう部分

のＰＲというか、町の広報あるいはホームページ、そういったものを活用して、そのメリットの情報発信を行って加入促進を図る。それと、先ほども申し上げましたが、加入者の促進対策として、キャンペーン期間を設定しておりますが、これをさらに充実をさせていきたいと。さまざまなそういった特典については努力をしたい、そういったところです。そういうことを充実させながら、加入者を増やしたいというところで考えております。

○４番（福永　啓君）　私が申し上げたのは、そういうメリットが感じられない地域に住んでいらっしゃる方に対しても、きちっとＡＤＳＬから光に乗り換えることが十分加入者にとって有利なような対策が必要であるということを申し上げているんです。ＡＤＳＬと光の料金なんですが、これは御船町の場合もビビックの料金がそのまま適用されると思って構いませんか。ビビックの場合は５年契約にしますと月額4,400円です。そして初年度は3,900円です。３年契約にしますと、月額が4,700円です。初年度が4,200円です。通常契約です。これが普通の契約なんですが、これが月額5,500円です。初年度が5,000円です。これに光電話300円を加えて、光電話300円は別です、税抜きですけど。この料金で御船町の方もビビックに加入できると、長期の契約をすれば。ということで、間違いないですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今おっしゃいましたその金額で、その契約年数によって、その設定が、金額が変わっております。そういう状況です。間違いありません。

○４番（福永　啓君）　そうしますと、３年契約、５年契約、これにすると、例えば特に５年契約にしますと、月々支払う料金というのはＡＤＳＬのように1,700円程度の電話基本料金を支払う必要はございませんので、あまり変わらなくなってしまうんです、月々のランニングコストは、５年契約にしますと。でも、御船のホームページを見ますと、いつも書いてあるのは月額5,500円、今だったら5,800幾らですか5,700幾らですか、税金を加えて。それしかコマーシャルをされていない。だから、値段の面に関しても、そういう非常に誤解なさっている方もいらっしゃるのではないかなと思います。ただ、一番の問題は、やはり例え「５年契約は安かけんしなっせよ」と言ったとしても、初期に４万円もかかるとか、そういう話だったら、これは二の足を踏む方が圧倒的に多いと思います。さっき、キャンペーンとかおっしゃいましたが、どこでもキャンペーンをするときは相当思い切ったキャンペーンをやっています。そこの期間までトントンと。その先がうちの儲けというキャンペーンをやっていらっしゃいます。ですから、そこの、例えば新しく入っていただいたら、

それだけ御船町にもお金が入るわけなんです、月々2,450円です。それが５年間入っていただいたらどれだけになりますか。相当な金額になります。７万円ぐらいになるんですか。それで、その範囲内であれば積極的に独自のキャンペーンを展開すべきなんです。ところが今現在、電気店や量販店で行っているキャンペーンや他地域で受けることができる多くの加入キャンペーンが、御船町においては受けることができない、ビビックのです。という状況が発生しております。この理由をお聞かせください。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今、さまざまなそういうインターネットというか、そういうのに加入しますと、キャンペーンとして特典が受けられる状況にありますが、これについては、御船町の場合、ビビックと、申し込みが直接の契約になるということで、御船町でまず新規の申し込みを受け付けます。そして、公租公課費といいますか、そういった状況を調査させていただいて、その上で町が利用を承認します。そして、申込者の方からＱネットに直接申し込みをしてもらうということで、こういう代理店からの申し込みができない仕組みになっております。それが１点です。ということです。そういう状況ですけれども、そのことで特典が受けられないわけです。しかし、先ほども申し上げましたが、今年度においては、その町独自のキャンペーンにおいて、そういうことに対する対応として、１万円相当分の商品券を贈呈しますよということで、そのキャンペーンと併せて、そういう実施をしたところです。

今後においては、やはりこういう代理店からの申し込みで、その特典が受けられるようなところで、Ｑネットと協議を進めて、加入者促進に努めたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　代理店に関するところはわかりました。ところがＱネットの場合、Ｑネット本体が直接ホームページ等で受け付けて、ホームページ等で行っているキャンペーン、例えば５年間入ったらパッドがもらえますよですとか、１万円の紹介がありますよとか、そういう本体独自が行っているキャンペーン、これも御船町においては受けられないとなっている場合が多いんです。販売店の問題のところは、逆に言えば御船が販売店なんです、Ｑネットの。ですから、御船は御船の、さっき言った収入があるわけですから、その範囲内でキャンペーンを行う。そして、ビビックも加入者が増えればビビックのお金が入るわけですから、ビビックはビビックで加入者促進のキャンペーンを行う。これが一般的な当たり前な形です。ですので、まずビビック本体がやっていらっしゃるキャンペーン、これについて、御船町の場合は受けられないことがあります。契約上も、これを除外のよ

うな定めはたしかありません、いただいた契約書によりますと。ですから、ビビックが本体が行っているキャンペーンについては、御船町にも適用しなければならないと思うんです、本来は。それについて、強く交渉しなければならないと思いますが、いかがですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

今ご意見がありましたように、直接ビビックと契約ということで、その代理店としての特約が受けられないような状況です。これについても、改善をする必要があろうかと思います。ご存じのとおり、公設民営という方式でありますので、なかなかその辺が難しい部分もありますが、そういった形で運営をしながら、そして先ほどから懸案になっております将来の維持管理です。そういう方面への資金繰りといいますか、そういったところも十分配慮をしていかなくちゃならない中での、その対策ということになりますので、その辺のことについては、先ほども申し上げましたように、ビビックと今後対策を講じることで協議を進めていきたいと考えております。

○４番（福永　啓君）　それにつきましては、さっき言いましたように、論理はビビックもオリジナルの対策をしなきゃいけないわけですので、このビビック独自の対策については、早急に新加入者がすべて受けられるように進めていただきたいと思います。

そしてまた、御船町独自の対策、これも１万円、こんな対策は普通のそういう電気店の対策とか見たら本当小さいです。入る金額があるわけです。それのせめて半分ぐらいとか、半分までおんなはったら、あとは自分の儲けになるとか、それぐらいの経費を使って対策を行わない限り魅力的な対策にはならないと、私は思います。他の対策を見る限りです。それに関しましては、一つ一つここで詳しくこういう対策を行ったらいいという案はございますけれども、それをここで行うことは申しません。後ほどお示ししたいと思います。

次に、この加入対策のみではだめだと思うんです。さっき言いましたように、光インターネット自体が頑張って横ばいという現状です。現在の情報通信技術関係が年々進歩するとともに変わっております。将来のネット接続に対する対応、これはおっしゃいましたけど、目的はやはりブロードバンド環境を御船町の中に全部浸透させて、設置させて、そして情報通信の格差是正と地域の活性化に貢献するというのが目的です。としますと、将来のネット環境に対する対応にもきちっと対応していく必要があると思います。昨今、スマートホン、タブレットの情報端末が急速に普及し、これはすでに生活に欠かせないものとなっております。近い将来には、これは光ネットというか、もう最近無線インターネット

系の移動系のインターネットが個人のネット接続者には主流になってきています。将来的にもそちらに主流が移りつつあるのは間違いないと思います。

このような状況に何らかの対応をしなければいけないと思いますが、そこについての何か対策はお持ちでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今ご意見をいただきましたように、当然タブレットあるいはスマートホン等に、今現状としては非常にそういうのが普及して、運営上においても非常に難しい面もあります。これに結局対応というか対向するという対策というか、そういうことについては、先ほどもちょっと申し上げましたが、光ファイバーのメリットということで、常に安定した通信ができる。そういった安定性です。そういったものを前面に出してＰＲに努めることが必要かと思います。そういうことで、今後も対応を検討していきたいと考えています。

○４番（福永　啓君）　無線インターネットです、これは前も私は議会で１回提案したことがあると思います。御船町において公衆無線ＬＡＮスポット、これを設けたらどうですかと。公衆無線ＬＡＮスポットというのは現状でもっとも有効で、誰もが、もはやある一定の地域によっては、これはインターネットと同じように生活に必要不可欠なインフラとなっている地域すらございます。公衆無線ＬＡＮスポットです。これを御船町においても町内各所に設置し、山のほうでも、光インターネットが通じているところでしたらどこでも設置できますので、を設置して、例えば御船光インターネットの加入者には自由に接続できるように。だからいっちょ光を引いておけばスマホを持っとんなはるですたい、タブレットを持っとんなはるですたい。そういう人は町内どこに行ったっちゃ、そういう自由にインターネットに接続できるような環境を付加サービスとしてする。プラス町外の観光客に対しても、これはいろんな使い方ができます。時間や回数を制限しながらも、無料で自動的に、例えば御船の観光のホームページにリダイヤルするようになっていて、そこで認証を受ければ、１回につき30分ただでインターネット接続ができますよとか、１時間ただでインターネット接続ができますよとか、そういうことをすることもできます。

そういうことプラス、これは今他地域でもよくやっていらっしゃるんですが、無線ＬＡＮを非常時、災害時には無料化に、そういう制限なしに誰でもばっとつなげるようにしてしまう。それで情報を誰でも取れるようにすると。そういう方法をとっていらっしゃる地域もございます。加入者増にも役立ち、町の活性化にも被害対策にも役立つと。こういう

ことを今後やっていくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

ご提案、大変ありがとうございます。そういう、なかなか私どももその辺のところが詳しくないところもありまして、これについては、最新の情報を調査しながら、この光ファイバーについては、防災面においてもぜひ拡充をしながら活用したいと考えておりますので、そういったところでの今後活用を充実させたいと検討をさせていただきたいと思います。

○４番（福永　啓君）　また、光ファイバー網は、別にインターネットだけに限られた利用方法ではありません。ケーブルテレビ、これも光インターネットを使ってやっていらっしゃるところがほとんどです。例えば、御船のこのインターネットの線、これを仮にケーブルテレビの方が「御船にケーブルテレビを引こうごたる」と言いなはったときは、今貸せますか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

今の現状においては、この国の交付金事業がインターネット接続を目的として交付を受けた事業でありますので、今の段階ではその対応はできない状況であります。目的外使用といいますか、そういったことになってくると考えております。

○４番（福永　啓君）　インターネット業者が付加サービスとしてＣＡＴＶ事業、光テレビとかです、そういうことをすることは可能ですか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

事業者がそれを、そういったケーブルテレビといいますか、そういう方面に活用することも今の段階ではできないと判断しています。

○４番（福永　啓君）　このように、実は非常に限られた使い方しかできないところがあります。ただ、それも今後民間の譲渡等がされていければ、十分活用できるんです。だから、今町が持っている限り、そのような用途が限られているというのも事実だと思います。そして、じゃあ、これはできますか。この光ファイバー網を、例えば無線の通信基地局、もしくは携帯電話の通信基地局までの基幹の部分です、情報を送る、その基地局までは無線で行きよるのじゃなくて、光ファイバーで行きよるわけです、塔がいっぱい建っていますけど、いろんな小さい塔、大きい塔、そこに行くやつです。それに対しては、これを業者に貸し出すことは可能でしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えします。

いずれにしても、この今の御船町の光ファイバー事業につきましては、インターネット接続事業というのが目的でありますので、それ以外の目的に、今の時点では使用することはできないと判断しています。

○４番（福永　啓君）　このように、今インターネットのみの事業で御船町はこれを将来にも維持管理していかなければならない。そうすると、加入対策は、とられたものは限られたものになります、加入増対策、費用減対策。しかし、どのような計算をしてみても将来に対する保守管理費用、これは多様なものが発生してまいります。補助金自体の申請のときに、ほかの町村というのは、実は、目的のときに、地上デジタル放送の同時対（ドウジタイ）通信ですとか、いろんなものを目的に入れた補助金の申請をやって、それが認可されてなっているわけです。御船町の場合は、残念ながらインターネット通信のみの単独の申し込みになっておりましたので、それ以外のものが目的外利用ということに当たる可能性が、これは非常に高いわけなんです。そうすると、持っとったらずっと金を払い続けなければいかんわけです。御船町はそういう運営に長けていません。民間がいろんなアイデアを出して､どぎゃんするとさがよかっだろうかと､アイデアを出してしてやんなはるです。しかも、この光ファイバーというのは、確かにパーソナルユーザーは減ってはきていますが、さっき言った基幹部分の通信部分及びその他の用途というのは、これは将来的に用途自体がなくなることはありません。ですので、早急に、さっき言ったように、みずからは一生懸命対策せにゃいかんです。加入者増対策をしながら、そして、将来的にはもう10年後です。10年後あたりを、まだ減価償却が十分に全部済んでいないあたりを目安に、このインターネットファイバー網を民間業者に譲渡、売却を進めていくことが、私は必須だと思うんです。それにはどのような問題点があるのでしょうか。

○総務課長（松岡秀明君）　お答えいたします。

この交付金事業というのが、10年間の制限というか縛りがある交付金事業であります。ということで、その期間内においては、独自の利用ができない。先ほどからご提案をいただきましたさまざまな多方面における、福祉分野にしろ防災面にしろ、そういったさまざまな事業への活用ができない状況です。

そういう中で、10年間の制限期間が終了した後については、あるいはその譲渡、貸し付け、そういったことがまた違った分野での活用等も可能になろうかと思いますが、その際

においては、国といいますか総務大臣との協議が必要ということになります。ということですので、その間において、これからまだ事業がスタートして３年ぐらいですので、これからそういうさまざまな利活用の方法については、今後検討したいと考えております。

○議長（岩田重成君）　福永議員、大体１時間のめどが来ましたので、そこら辺考えて質問してください。

○４番（福永　啓君）　逆に今だからこそそういうことを検討していかなければならないと思います。これは、将来に対する譲渡、売却の検討は、これは不可避だと思っております。さっきおっしゃったように、法上の問題もございます。ただ、今現在、地方の活性化に資する事業であれば、柔軟にその返還しなくてもいいですとか、ほかの用途に使ってもいいですとか、そういうことがなされている事例も多々ございます。ですから、今民間業者とともに御船町の将来の地域活性化に資する譲渡を前提として交渉をしながら、将来的にはそれが、今からだったら７年後は10年後です。７年後でしょう。５年後に契約をしなければいけないんですが、今から交渉して、「じゃあどうしましょうか」ということをしていかないと。ただ、「できませんから赤字が出ますから売らせてください」これでは国も許可はしません。きちっと地域活性化に資する、その譲渡契約も必要なんです。そういうのは今からだからこそ、まだ老朽化が進んでない今からだからこそ作ることができると思っております。本当は光ファイバー敷設時に将来の維持管理経費や将来の情報通信技術の発展とかを詳細に検討なされていれば、この同じ目的を達成すれば別の道もあったのかもしれません。しかし、既に光ファイバーが敷設されてしまった今、将来予想される多額の財政負担に目をつぶることはできません。地域間の情報格差の是正と活性化を図りながらも、将来予想される多額の財政的負担を回避することは、これは町執行部、議会などの立場を超えた共通の義務だと思います。今回の一般質問に際し、また後ほど私はこれをまとめた提言を差し上げるつもりです。そういうのを真摯に検討していただき、早急に取り組まれるよう心より希望いたします。